

第 22 回 定例農業委員会議事録

令和 7 年 5 月 7 日（水）午後 2 時 0 0 より、市役所本庁舎 8 階 大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

出席委員（18名）

1 中津 正三	8 清水 峰幸	15 桐山 文子
	9 林 新太郎	16 三輪 則夫
3 棚橋 新一	10 高橋 正彦	17 辻元 政博
4 岩井 豊太郎	11 高橋 滋	18 高橋 美和子
5 森 千尋	12 下野 一郎	19 岡本 敏美
6 吉田 和郎	13 田部 恵	
7 柳瀬 美穂	14 吉田 幹夫	

欠席委員（1名）

2 佐竹 静		

その他の出席者（5名）

中川事務局長	三浦課長	長谷川主事
竹中事務局次長	堀主幹	

議案

議案第 6 5 4 号 農業経営基盤強化促進法第 19 条第 3 項の規定による
農用地利用集積等促進計画案について

議案第 6 5 5 号 最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について

議案第 6 5 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 6 5 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

報告第 2 2 号 農地法第 4 条、第 5 条の規定による届出関係、その他報告事項
について

議長

ただ今から、第 22 回定例農業委員会を始めたいと思います。

本日の議事録署名者に、8 番 清水委員、1 4 番 吉田委員の両名の方
にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議がないようですので、ご両名の方をお願いしたいと思います。
では、ただ今から議案審議にはいります。

議案第 6 5 4 号 農業経営基盤強化促進法第 19 条第 3 項の規定による
農用地利用集積等促進計画案について、を議題に供します。事務局説明願
います。

事務局

議案第 6 5 4 号、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 3 項の規定による
農用地利用集積等促進計画案について、説明させていただきます。

こちらの事案につきましては、出席の委員のうち、6 番、7 番、1 2 番、
1 4 番、1 7 番に関する事案があり、当該委員は、農業委員会等に関する
法律第 3 1 条の規定により、議事参与が制限されますので、説明につきま
しては、このまま聞いていただき、着席のままで結構ですが、審議には、
加わらないよう、よろしくお願いします。

別に配布しております、「令和 7 年度 1 号 農用地利用集積等促進計
画案 総括表（農地中間管理事業）」をご覧ください。

当委員会における農用地利用集積等促進計画案の審議につきましては、
原則、5 月と 1 1 月の年 2 回を予定しております。

この促進計画案は、県が農用地利用集積等促進計画を公告することによ
り、権利の設定、移転の効力が発生します。

設定する土地は、原則的には、市街化区域以外の農地となっております。

農地中間管理事業は、農地の貸し借りの仕組みに於いて、「農地中間管
理機構」が農地の中間受け皿となり、耕作を続けることが難しくなった農
地を機構が借受け、担い手がまとまりのある形で利用できるよう配慮し、
農地貸付けを行う事業です。岐阜県では、一般社団法人岐阜県農畜産公社
が農地中間管理機構として県の指定を受けております。

1 ページから 3 ページまでが、促進計画案の総括表でございまして、4

ページから16ページまでが詳細となっております。

1ページの総括表をご覧ください。

左から、農地中間管理機構を介して、利用権を設定する担い手の住所・氏名又は法人の名称が記載されております。権利の種類、延べ人数、筆数、面積が記載されております。

3ページの計をご覧くださいますと、延べ159名の土地の所有者による、合計332筆、336,804.85㎡の面積が利用権設定されることとなります。

4ページから、16ページまでは、詳細となりますが、左から順に表の説明をさせていただきます。

借入候補者・農用地等の欄には、貸人に関する氏名、住所、及び貸付対象の土地に関する事項が載せてあります。

右側の農用地等の貸付見込みの欄には、農地中間管理機構を介して受人に関する氏名、住所、及び、借受対象の土地に関する事項が載せてあります。

契約の状況の欄には、利用権の設定状況が載せてあります。

16ページをご覧ください。

下の欄でございますが、

利用権を設定する者 149人、設定する土地 332筆、
面積 336,804.85㎡となっております。

次に、別に配布しております、「令和7年度 2号 農用地利用集積等促進計画案 総括表（農地中間管理事業）」をご覧ください。

先程の1号の促進計画案との違いは、こちらは担い手のみの変更でございます。

表の説明をさせていただきます。

左側に記載の、現に農地中間管理機構から権利の設定を受けている者から、互いの合意によって、右側の新たな利用集積等促進計画案に記載されている者に担い手を変更するものでございます。

計の欄をご覧ください。

変更する担い手 5名、変更する土地 201筆、
面積173,024.07㎡となっております。

次に２ページから９ページまでが各筆明細となります。

左から、権利を設定した土地について、土地の所有者の氏名、住所、及び貸付対象の土地に関する事項が載せてあります。

真中の現に農地中間管理機構から権利の設定を受けている者から右側に記載してございます土地の貸付計画案に記載されている移転先に担い手を変更するものでございます。

本日、ご承認頂きましたら、この農用地利用集積等促進計画案に対する当委員会の意見につきましては、市農林課を通じて農地中間管理機構に提出し、当該計画は、県に於いて６月２７日付けで認可し公告する予定をしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 先程の話のとおり、こちらの事案につきましては、委員に関する事案がありますので、該当委員は、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、議事参与が制限されていますので、着席のままで結構ですが、審議には加わらないようお願いいたします。

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

委員 利用権の設定は、増えているのですか。

事務局 増えています。

議長 他に何か質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第655号 最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第655号、最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について、説明させていただきます。

お手元の資料、「令和6年度最適化活動の目標の設定等」をご覧ください。

こちらにつきましては、昨年4月、議案第600号にて承認頂いたものでございます。

結果について説明させていただきます。最後のページ、「令和6年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価」をご覧ください。右上に別紙様式4と記載のあるものでございます。

最適化活動の目標設定等につきましては、農業委員会に関する法律第6条第2項の規定による最適化活動の透明性を確保するため、取り組むこととされ、令和4年2月2日付け 3経営第2584号の農林水産省経営局長通知により、農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、点検・評価するものとされたものでございます。

令和6年度の実績報告となります。

左上 1 最適化活動の成果目標ですが、(1)農地の集積をご覧ください。集積率の目標としましては、49.5%が実績として51.8%でございました。

(2)遊休農地の解消等につきましては、緑区分の解消面積が目標2.4haに対して実績が0.8ha、令和5年度に発生した遊休農地の解消面積の目標が3.7haに対して、実績が2.3haでございました。

なお、緑区分とは、草刈り等を行うことにより、直ちに耕作可能となる農地で、黄色区分とは、基盤整備事業等の条件整備が必要となる農地でございます。

(3)新規参入の促進につきましては、目標値0.7haに対して、実績が9.8haでございました。

真ん中の欄になりますが、2 最適化活動の活動目標についてですが、月当たり10日の活動日数に対して、実績が12.2日でございました。活動強化月間、新規参入相談会への参加につきましては、目標通りの実績

でございました。

最後に一番下の欄をご覧ください。3 点検・評価結果でございますが、推進委員等の総人数39名のうち、目標に対して上回る結果又は期待どおりの結果が得られたものが39名、下回る結果となったものは0名でございました。

本日、ご承認いただけましたら、当結果を岐阜県知事及び岐阜県農業会議に報告します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

-特になし-

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第656号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第656号 農地法第3条関係申請明細について、説明させていただきます。

4件提案されております。今回、提案されております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

1番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、253㎡で、ございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

2番、所有権移転によります、田、1,574㎡で、ございます。取得

後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

3番、所有権移転によります、田、801㎡で、ございます。取得後は果樹の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

4番、所有権移転によります、田、519㎡で、ございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

—特になし—

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第657号 農地法5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

事務局 議案第657号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

こちらの事案につきましては、出席の委員のうち、8番に関する事案があり、当該委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されていますので、説明につきましては、このまま聞いていただき、着席のままで結構ですが、審議には、加わらないよう、よろしくお願いいたします。

7件提案されております。

- 1 番、所有権移転によります、畑、574㎡で、一般個人住宅でございます。農地の区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内に存する農地であり、第3種農地と判断します。
- 2 番、所有権移転によります、畑、421㎡で、清掃業駐車場でございます。農地の区分は、地域事務所から300m以内の区域にある農地であり、第3種農地と判断します。

2 ページをお願いします。

- 3 番、使用貸借権によります、畑、254㎡で、金属プレス加工業駐車場及び資材置場でございます。農地の区分は、農振農用地、第1種農地、第3種農地のいずれも該当せず、中山間地域等に存在する小集団の生産性の低い農地であり第2種農地と判断します。
許可区分は、周辺の他の土地を提供することによっても、当該申請に係る事業の目的を達成できない場合に該当します。
- 4 番、使用貸借権によります、田、499㎡で、分家住宅でございます。農地の区分は、上下水管が埋設されている4m以上の道路の沿道の区域であって、500m以内に2以上の医療施設その他の公共施設が存在する区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。
- 5 番、6 番及び3 ページの7 番につきましては、賃借人、転用目的及び一時転用期間が同一のため、まとめて説明させていただきます。
賃貸借権によります、田、畑、12筆合わせて、2,900.59㎡のうち1,529.59㎡で、新幹線高架下メンテナンス工事用道路及び作業場でございます。農地の区分は、農業振興地域内における、農用地区域内農地です。
一時転用による期間は、令和7年5月14日から令和8年1月31日まででございます。
許可項目は「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供する為に行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要と認められるもの。」に該当します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 先程の話のとおり、こちらの事案につきましては、委員に関する事案がありますので、該当委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に

より、議事参与が制限されていますので、着席のままで結構ですが、審議には加わらないようお願いいたします。

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

—特になし—

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することに決定してよろしいか。

(「異議なし」の声)

それでは、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

報告第22号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

事務局 報告第22号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

4ページをお願いします。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

農地法第4条関係届出明細については、2件申請されています。

1番、田、68㎡で、一般個人住宅（通路）でございます。

2番、田、8.93㎡で、貸工場でございます。

農地法第5条関係届出明細については、24件申請されています。

3番、所有権移転によります、田、630㎡で、分譲宅地でございます。

4番、所有権移転によります、田、813㎡で、分譲住宅でございます。

5番、所有権移転によります、田、907㎡で、内科クリニックでございます。

6番、所有権移転によります、田、267㎡で、宅地分譲でございます。

7番、所有権移転によります、田、72㎡で、共同住宅でございます。

5ページをお願いします。

8番、賃貸借権によります、田、471㎡で、医薬品小売業店舗でございます。

9番、所有権移転によります、田、3筆合わせて、2,648㎡のうち、2,443.52㎡で、医薬品小売業店舗でございます。

10番、所有権移転によります、田、429㎡で、共同住宅でございます。

11番、所有権移転によります、田、452㎡で、一般個人住宅でございます。

12番、所有権移転によります、畑、13㎡で、一般個人住宅でございます。

13番、所有権移転によります、田、426㎡で、宅地分譲でございます。

14番、所有権移転によります、田、340㎡で、宅地分譲でございます。

6ページをお願いします。

15番、所有権移転によります、畑、7.71㎡で、一般個人住宅でございます。

16番、所有権移転によります、田、299㎡で、一般個人住宅（駐車場・庭）でございます。

17番、所有権移転によります、畑、485㎡で、一般個人住宅でございます。

18番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、480㎡で、分譲住宅でございます。

19番、所有権移転によります、畑、3筆合わせて、118.99㎡で、共同住宅（駐輪場）でございます。

20番、所有権移転によります、田、25㎡で、一般個人住宅（駐車場）でございます。

21番、使用貸借権によります、田、2筆合わせて、401㎡で、一般個人住宅でございます。

7 ページをお願いします。

22番、所有権移転によります、田、666㎡で、製品検査業事務所で
ございます。

23番、所有権移転によります、田、62㎡で、貸駐車場でございます。

24番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、1,847㎡で、
住宅型有料老人ホームでございます。

25番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、639㎡で、
分譲宅地でございます。

26番、所有権移転によります、田、992㎡で、厨房用品販売業
資材置場でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説
明させていただきます。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、5件申請され
ています。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっております
ので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しまし
たところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でご
ざいます。

27番、田、1,558㎡でございます。

28番、田、1,487㎡でございます。

29番、田、3筆合わせて、7,806㎡でございます。

8 ページをお願いします。

30番、田、10筆合わせて、2,879㎡でございます。

31番、田、692㎡でございます。

続きまして、事業計画書について説明させていただきます。

事業計画書については、1件申請されています。

電気通信事業者が電気通信のための線路、空中線系若しくは中継施設

又はこれらの施設を設置するために必要な道路の敷地に供するために農地を転用する場合、農地転用の許可は要しないことになっており、その代わり事業計画書にて、通知することになっておりますので、提出されたものでございます。

32番、賃貸借権によります、田、2,521㎡のうち、351.08㎡で、特別高圧電力ケーブル張替工事に伴う仮設敷でございます。一時転用による期間は、令和7年5月16日から令和7年6月13日まででございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「なし」の声)

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願いいたしますと思います。

これをもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

午後2時28分閉会